

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和4年9月26日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和4年8月22日農林水産省告示第1329号（保安林の指定施業要件の変更）

2 所在が不明な者等

| 所在が不明な者 | 指定施業要件変更保安林の所在場所 | 掲示場 |
|---------|--------------------------------|-------|
| 大井斛右衛門 | 島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30 | 島田市役所 |
| 滝國蔵 | 島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30 | 島田市役所 |
| 山村久七 | 島田市湯日字丸山1134の3、1134の29、1134の30 | 島田市役所 |